|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 共済組合の被扶養者 | 扶養手当における扶養親族【広島県条例の場合】 |
| 続　　柄 | 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）３親等以内の親族 | 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）子・孫・父母・弟妹・祖父母心身に著しい障害がある者 |
| 年　　齢 | ７５歳未満 | 配偶者**…**年齢制限なし子，孫及び弟妹**…**２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者父母及び祖父母・・６０歳以上心身に著しい障害がある者・・年齢制限なし |
| 同居・別居 | 配偶者・子・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹を**除く**親族は、組合員と同居していること | 同居・別居を問わない |
| 収入限度額 | 固定収入※2 | 年額 | 向こう１年間（１２か月）130万円未満※1 | 向こう１年間（１２か月）130万1千円未満 |
| 月額 | 108,334円未満（4か月以上雇用される場合）※1 | 108,417円未満 |
| 日額 | 3,612円未満 ※1 | 3,614円未満 |
| 不安定収　入 | ４か月連続で月額108,334円以上支給された場合、４か月目の初日で取消し　 | ３か月の平均が108,417円以上の場合、翌月から取消し |
| 賞　　与 | 支給額を12で除して，支給日以降の各月に加算　 | 同　左 |
| 通勤手当 | 支給額の全額を収入に含める | 非課税部分は収入に含めない |

（表３）

被扶養者認定要件の比較表（一部）

※1　障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する人又は60歳以上の人の収入限度額は、年額180万円未満、月額15万円未満、日額5,000円未満になります。

※2　共済組合の被扶養者では、雇用条件説明書等により見込額が計算できる場合（非常勤講師等）は、固定収入として判定します。